

○理事長、常務理事及び常任監事活動調査費支給に関する内規

(2006年3月9日常務理事会承認)

改正 2007年3月13日 2016年1月6日

2019年3月28日

(趣旨)

第1条 この内規は、理事長、常務理事及び常任監事がその職責を果たすための活動及び調査に当たって必要となる経費を補助するため、活動調査費の制度を設け、その支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(活動調査費)

第2条 活動調査費の支給限度額は、別表のとおりとする。

- 2 活動調査費は、渉外費若しくは交際費又は調査費に充てるものとする。
- 3 活動調査費は、本人の申請に基づいて支給するものとし、申請者は、経費の支出を証明する書類を保管の上、事務所管部署が必要とするとき又は監査において要求されたときは、速やかに提出しなければならない。
- 4 活動調査費の残額は、翌月に繰り越すことができる。ただし、翌年度に繰り越すことはできない。
- 5 月の中途に退任又は就任をした場合は、いずれも当該月に係る活動調査費を支給限度額まで使用することができる。
- 6 1カ月以上の期間にわたり、理事長、常務理事又は常任監事の職務を代理又は代行する者が置かれた場合の取り扱いは、以下の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長、常務理事又は常任監事は、全くその職務を遂行することができない月については、活動調査費を使用することができない。
 - (2) 代理又は代行する者は、当該役員に係る活動調査費を使用することができる。ただし、前項の規定に該当するときは、これを適用する。

(事務の所管)

第3条 この内規及び活動調査費の申請等に関する事務は、本部秘書室が所管する。

2 活動調査費の支給等に関する事務は、法人本部財務部が所管する。

(改廃手続)

第4条 この内規の改廃は、常務理事会の承認を得て、総局長がこれを行う。

附 則

この内規は、2006年4月1日から施行する。

附 則(2007年3月13日)

この内規は、2007年3月14日から施行し、2006年10月1日から適用する。

附 則(2016年1月6日)

この内規は、2016年1月7日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2019年3月28日)

この内規は、2019年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

役員名	支給限度額(月額)
理事長	200,000円
常務理事	70,000円
常任監事	70,000円